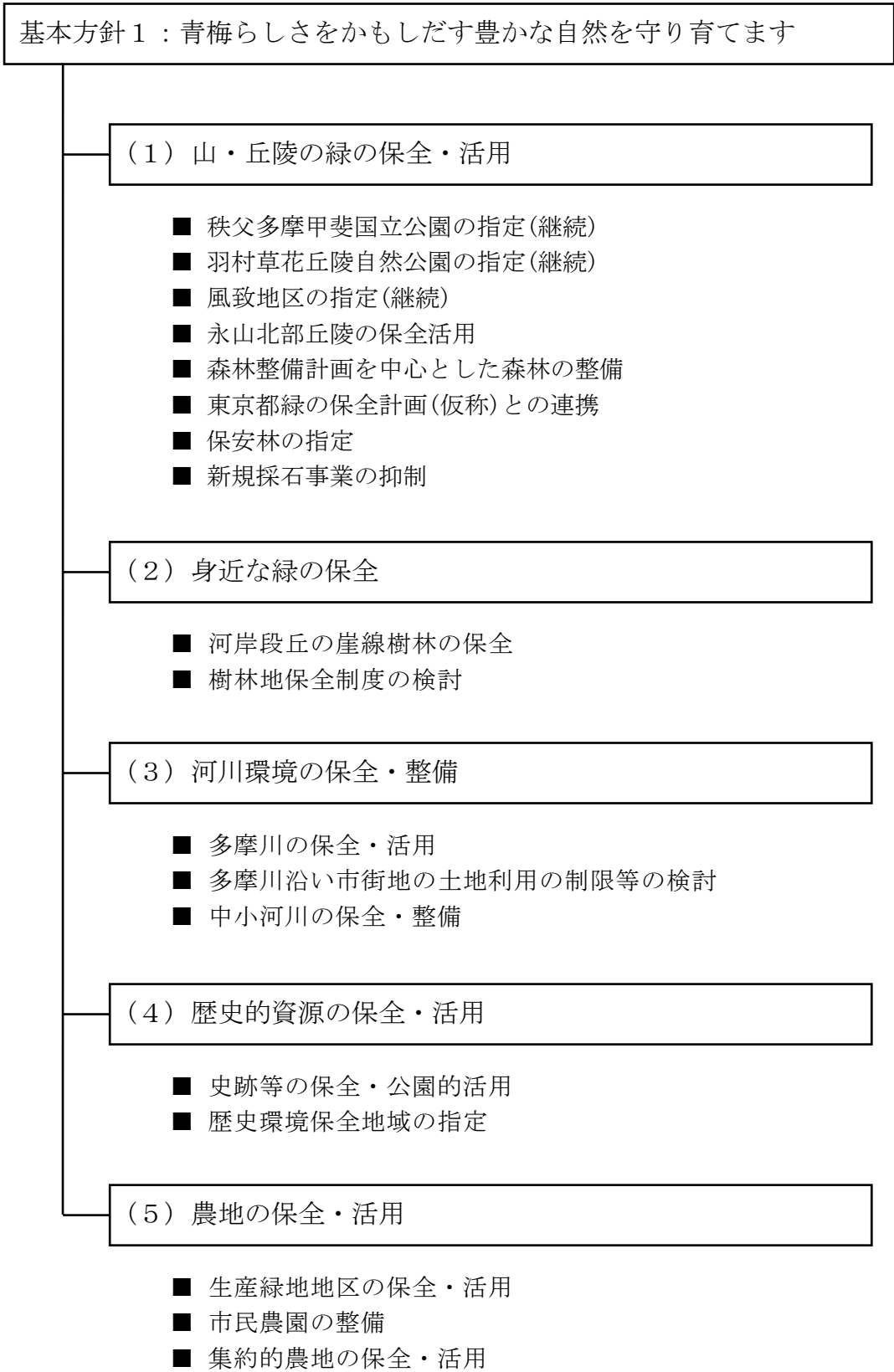


I. 青梅らしさをかもしだす豊かな自然を守り育てるための施策



施策名	秩父多摩甲斐国立公園の指定(継続)		
施策系統	山・丘陵の緑の保全・活用	基本方針	青梅らしさをかもしだす豊かな自然を守り育てます

■ 良好な自然環境と風景の保全

市西部の山地（関東山地）については、秩父多摩甲斐国立公園の指定（継続）により、良好な自然環境や風景の保全を図ります。

また、国立公園内において、植生や地形など、特に重要な区域については特別地域の適用などにより積極的に保全を進めていきます。

■ 観光レクリエーションや保養の場としての活用

御岳山や高水三山などについては、自然環境の保全とのバランスを保ちながら、施設の整備や、市民・利用者との協働による環境保全活動を進め、散策、ハイキングなど、観光レクリエーションや保養の場となる自然空間づくりに努めていきます。

※ 国立公園とは

「国立公園」は、自然公園法にもとづき、日本を代表する優れた自然の風景地の保護と利用の増進を図ることを目的として、環境大臣が指定します。

自然地や野生動物の保護のため、指定区域内における工作物の新・増・改築、樹木の伐採、鉱物や土石の採取、土地の形状の変更、貴重な植物の採取、広告物の掲示や建築工作物の色彩変更などについては、環境大臣の許可を受ける必要があります。

なお、指定区域内において、特別地域、特別保護地区を定めることにより、より強く自然環境の保全を図ることができます。



【写真：御岳山】

施策名	羽村草花丘陵自然公園の指定(継続)		
施策系統	山・丘陵の緑の保全・活用	基本方針	青梅らしさをかもしだす豊かな自然を守り育てます
<p>■ 良好な自然環境の保全・整備</p> <p>本市から羽村市、あきる野市にまたがる長淵（草花）丘陵については、羽村草花丘陵自然公園（都立自然公園）の指定により、良好な丘陵地の自然環境の保全を図るとともに、都民の自然とのふれあいの場として整備・活用を図ります。</p> <p>※ 都立自然公園とは</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「都(道府県)立自然公園」とは、自然公園法にもとづき、優れた自然の風景地の保護と利用の増進を図ることを目的として、都(道府県)知事が指定を行います。基本的には樹林地・水辺地・野生生物などの保護および整備を目的としています。</p> <p>都立自然公園条例では、景観の重要度に応じて特別地域と普通地域に区分し、開発行為などに対しそれぞれの地域に見合った規制を加え、自然保護と土地利用の調和を図ります。</p> </div>			
施策名	風致地区の指定(継続)		
施策系統	山・丘陵の緑の保全・活用	基本方針	青梅らしさをかもしだす豊かな自然を守り育てます
<p>■ 丘陵地の緑が形成する美観風致・眺望性の確保</p> <p>霞丘陵については、風致地区の指定により、丘陵地の緑が形成する美観風致の保全を図るとともに、市街地からの良好な眺望景観の確保に努めます。</p> <p>※ 風致地区とは</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「風致地区」とは、都市計画法第8条にもとづき、丘陵・樹林・水辺地などの自然的要素に優れた土地、歴史的建造物のある土地や郷土的に意義のある土地、樹木の多い住宅地などに対し、自然景観の維持を図るための地区です。指定により規制されるものは、建築物等の新改築・移転（高さ・建ぺい率など）、宅地造成などの土地の改変、樹木の伐採、土石の採取、水面の埋立てまたは干拓、その他都市の風致の維持に著しく影響を及ぼす行為などとなっています。</p> </div>			

施策名	永山北部丘陵の保全活用		
施策系統	山・丘陵の緑の保全・活用	基本方針	青梅らしさをかもしだす豊かな自然を守り育てます
<p>■ 特別緑地保全地区の指定</p> <p>永山北部丘陵は市街地に面した自然豊かな場所であり、貴重な動植物の生息地・生育地です。この貴重な緑を都市緑地法の特別緑地保全地区に指定します。</p> <p>※ 特別緑地保全地区とは</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>「特別緑地保全地区」とは、都市緑地法第12条にもとづき、無秩序な市街化の防止や風致・景観が優れている土地の区域、動植物の生息地又は生育地で適正に保全する必要がある地域などを都市計画に定めることによって、行為の制限を行い、当該地区を保全することができます。</p> </div> <p>■ 身近な環境学習の場や散策路として利用</p> <p>永山北部丘陵は市街地に面し、交通の便も良いことから身近な環境学習の場や里山体験の場として活用していきます。</p> <p>また、既存歩道を活用した散策コースを設置し、気軽な山歩きの間として整備していきます。</p> <p>■ 市民の参加・協力による里山^注としての維持管理</p> <p>市民のボランティアやNPO、企業など様々な方々の参加・協力のもとに里山として維持管理していきます。</p>			
<p>^注 里山</p> <p>コナラやクヌギなどの二次林を利用して、薪や腐葉土、山菜、キノコなどを採取して生活に役立てた民家周辺の林や山を里山といいます。</p>			

施策名	森林整備計画を中心とした森林の整備		
施策系統	山・丘陵の緑の保全・活用	基本方針	青梅らしさをかもしだす豊かな自然を守り育てます

■ 森林整備の推進

青梅市森林整備計画を中心とし、4つの機能に応じた森林整備を推進します。また、計画的な活用に向け誘導していく森林を区分します。

【機能別の森林整備の方向】

機能区分	整備の方向性	面積
山地災害を重視する森林整備	土砂流出防備、土砂崩壊防備機能が高い森林について皆伐を制限するよう指導していきます。	1,495ha
水源かん養を重視する森林整備	保水機能を有し、水のかん養機能を有する森林について間伐・保育の適正な実施、複層林施業や樹種転換を指導していきます。	5,788ha
資源の循環利用を重視する森林整備	林木の成育に適し、林木の循環利用に供する森林について間伐・保育の適正な実施、長伐期施業や複層林施業を指導していきます。	5,788ha
森林と人との共生を重視する森林整備	多様な樹種からなり、主に里山や国立公園内で自然景観に優れ、風致機能の高い森林について複層林施業や樹種転換を指導していきます。	2,252ha

森 林 の 種 別	面積
都市計画との整合性のなかで、その活用が計画されている森林	711ha

■ 住民参加による森林の整備

里山林整備の一つとして、地域住民を対象に林業体験講習会や収穫された木材の炭焼き体験を実施し、資源の循環利用の重要さを普及します。特に小中学校に対し、自然の大切さと青梅市への愛着を育むため、直接参加を呼びかけます。

また、多摩川の水源地づくりにおいて、東京都や東京都農林水産振興財団とともに市内だけでなく都市部の住民・団体などへ分収造林・育林契約への参加促進を働きかけます。このほか、森林ボランティアを中心に高まりつつある森林づくりへの参加気運に応じ、森林所有者などに理解・協力を求めます。

施策名	東京都緑の保全計画(仮称)との連携		
施策系統	山・丘陵の緑の保全・活用	基本方針	青梅らしさをかもしだす豊かな自然を守り育てます

■ 東京都緑の保全計画（仮称）との連携

東京における自然の保全のありかた、「都市と自然の共存」をいかに図るかを主要な課題とし、平成10年3月に「東京都緑の保全計画（仮称）」検討委員会による報告がなされ、東京都で計画の策定について検討が行われています。市ではこの計画との連携を図り、一部植林地の複層林への転換などについて検討を進めていきます。

東京都緑の保全計画（仮称）検討委員会報告の概要は下記のとおりです。

● 山地の保全計画

丘陵地と山地の境界部分に、比較的規模の大きい「保全計画区域」を設定します。

設定した保全計画区域内の林地について、条件が整いしだい公有化を進め、公有地化された植林地を、植生を考慮しながら、順次複層林に転換する方法を検討します。

● 丘陵地の保全計画

水系の小流域および大流域の分析をふまえて、多摩川の支流河川の源流部にあたる「谷戸^注」を可能なかぎり保全します。

● 台地部の保全計画

多くの市町村にまたがり連続的に存在する多摩川によって形成された河岸段丘の崖線樹林（立川崖線、国分寺崖線）を保全します。

● 緑の保全の基軸となるパートナーシップ等

自然を保全するための政策実現に向けて、東京都および各市町村などの行政組織の相互協力、ボランティア活動など市民とのパートナーシップの形成といった新しい施策手法について検討していきます。

^注 谷戸

山や台地には含まれた部分で、細長い谷部となっている部分をいいます。

施策名	保安林の指定		
施策系統	山・丘陵の緑の保全・活用	基本方針	青梅らしさをかもしだす豊かな自然を守り育てます
<p>■ 森林のもつ機能に応じた保安林の指定</p> <p>森林のなかでも、環境保全や災害防止などの観点から特に重要とされるものについては、それぞれの果たす役割に応じて、水源涵養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、保健保安林、風致保安林などの指定を行い、保全していきます。</p> <p>※ 保安林とは</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>「保安林」とは、森林法第34条にもとづき、水源のかん養、土砂の流出・崩壊の防止、風水害などの防止、魚つき、公衆の保健、名所または旧跡の風致の保全などを目的に、必要な森林の区域に対し、目的に応じて指定を行うものです。保安林は、種類ごとにその取り扱い方法が定められており、伐採・林内の作業を行う場合には許可が必要となります。</p> <p>なお、許可を受けて伐採を行った場合でも、伐採跡地に植林する義務が課せられることがあります。また、公共事業を除き、他の用途に転用することはできません。</p> </div>			
施策名	新規採石事業の抑制		
施策系統	山・丘陵の緑の保全・活用	基本方針	青梅らしさをかもしだす豊かな自然を守り育てます
<p>■ 新規採石事業の抑制</p> <p>採石事業については、新規の採石は認めず、山や丘陵における鉱物土石類の採取・土地の形質の変更などを行わないようにします。</p> <p>■ 採石場跡地の修復・活用の方向性検討</p> <p>採石場跡地については、森林などの自然環境の復元を基本としつつ、公園緑地等としての活用など地域の生活環境の向上に役立つ活用の方向性を検討します。</p>			

施策名	河岸段丘の崖線樹林の保全		
施策系統	身近な緑の保全	基本方針	青梅らしさをかもしだす豊かな自然を守り育てます

■ 河岸段丘の崖線樹林の保全

千ヶ瀬町や河辺町などに残る、多摩川によって形成された河岸段丘の崖線樹林は青梅市から調布市まで続いています。この市街地に連続して残る貴重な崖線樹林については都市緑地法にもとづく特別緑地保全地区、または東京における自然の保護と回復に関する条例にもとづく緑地保全地域などの指定により保全を図ります。

※ 「特別緑地保全地区」「緑地保全地域」とは

「特別緑地保全地区」とは、都市緑地法にもとづき、無秩序な市街化の防止や公災害の防止に役立つ緑地、社寺・遺跡などと一体となり伝統的・文化的意義を持つ緑地、風致・景観が優れている、もしくは動植物の生育地となっている緑地の保全を図るため、地方自治体が指定する緑地保全制度です。緑地保全地区内では、建築物等の新築・宅地造成などの土地の形質変更、樹木の伐採・水面の埋立てなどの緑地の保全に著しく影響を及ぼす行為が規制されます。

一方、東京都には、「東京における自然の保護と回復に関する条例」にもとづいて指定される「緑地保全地域」がありますが、原則的に特別緑地保全地区とほぼ同様の行為が規制されます。

※ 東京における自然の保護と回復に関する条例

良好な樹林地や水辺地、史跡などの歴史的遺産と一体となった緑地などの保全を図るため、昭和47年に制定されました。この条例では、緑地保全地域のほか、歴史環境保全地域、自然環境保全地域の指定を推進しています。青梅市では、立川崖線緑地保全地域のほか、勝沼城跡歴史環境保全地域が指定されています。



【写真：河岸段丘の崖線樹林】

施策名	樹林地保全制度の検討		
施策系統	身近な緑の保全	基本方針	青梅らしさをかもしだす豊かな自然を守り育てます

■ 身近な緑の保全・活用のための制度検討

市街地の中に残る良好な平地林や植物の自生地などについては、木竹の伐採・採取や土地の形質の改変を防いで、緑地の確保を図り、身近な自然とのふれあいの場として活用を図るため、新たな保全制度の設立・運用について検討を進めます。

【樹林地保全制度(例)】

	青梅市で導入・指定されている制度	設立・運用を検討すべき制度
制度名称	特別緑地保全地区（都市緑地法） 緑地保全地域（東京都条例） 歴史環境保全地域（ 〃 ） 風致地区（都市計画法） 生産緑地地区（生産緑地法） 国立公園（自然公園法） 都(道府県)立自然公園（ 〃 ） 都市緑地・都市林（都市公園法）	市民緑地（都市緑地法） 保存樹・保存樹林（樹木保存法） 市条例・要綱等にもとづく保全緑地

※ここでは、自然公園などの広域的に自然環境を保全・活用するための制度も含めました。



【写真：平地林】

施策名	多摩川の保全・活用		
施策系統	河川環境の保全・整備	基本方針	青梅らしさをかもしだす豊かな自然を守り育てます
<p>■ 上流部の保全・整備</p> <p>多摩川のうち、神代橋から上流部は、秩父多摩甲斐国立公園特別地域の拡大などにより、多摩川の良い水辺環境と崖線樹林を保全するとともに、自然とのふれあいの場としての活用を促進するため、遊歩道やピクニック広場などの整備を進めます。</p> <p>■ 中流部の保全・整備</p> <p>中流部の神代橋から万年橋までは、特別緑地保全地区や緑地保全地域制度などの活用により崖線樹林の保全を図り、万年橋から調布橋までは釜の淵緑地(公園)として自然環境や景観を保全しながら、市民が利用しやすい環境を整備していきます。</p> <p>■ 下流部の保全・整備</p> <p>調布橋から下流は、新たに都市緑地としての位置づけを行い、スポーツ・レクリエーション施設など、水と親しむ空間として自然環境を生かした整備を進めます。また、バーベキューなどは、水質や環境の保全を図るため、利用区域を限定した施設の整備を検討していきます。</p>			
施策名	多摩川沿い市街地の土地利用の制限等の検討		
施策系統	河川環境の保全・整備	基本方針	青梅らしさをかもしだす豊かな自然を守り育てます
<p>■ 土地利用制限等の検討</p> <p>多摩川沿い市街地は、容積率の見直し、特別用途地区の指定などにより、建物の高さの制限を行うことについて検討し、自然環境や景観との調和を図ります。</p>			

施策名	中小河川の保全・整備		
施策系統	河川環境の保全・整備	基本方針	青梅らしさをかもしだす豊かな自然を守り育てます

■ 自然豊かな河川の保全・整備

成木川・黒沢川などの自然豊かな河川については、現在の良好な自然生態系や風景の保全を図るとともに、豪雨による増水などの危険な場所については自然に配慮した工法により整備を促進します。また、下水道整備の推進を図り、清流の維持など良好な河川環境を守り育てます。

■ 市街地を流れる河川の自然復元・活用

霞川や鳶巣川などの市街地を流れる河川については、自然に配慮した工法により浸水事故などを防ぐための改修を進めるとともに、自然環境の復元や水と親しめる空間の整備を促進します。



【写真：鳶巣川】

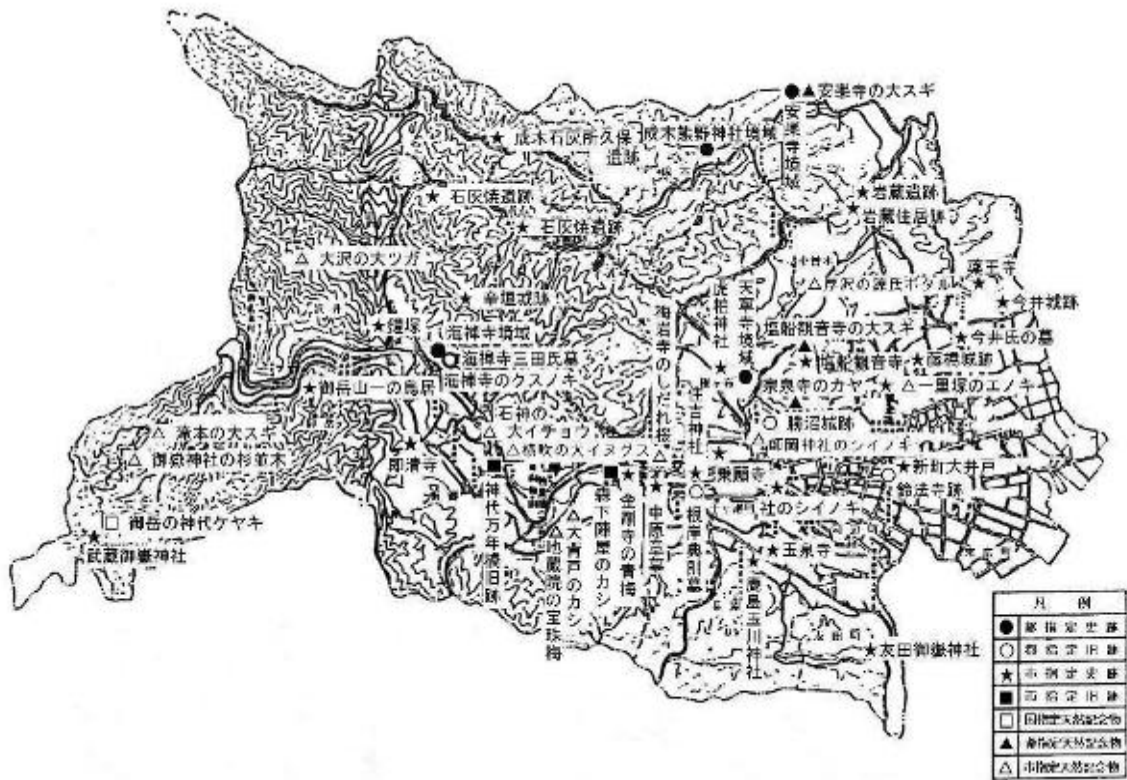
施策名	史跡等の保全・公園的活用		
施策系統	歴史的資源の保全・活用	基本方針	青梅らしさをかもしだす豊かな自然を守り育てます

■ 史跡・文化財等の保全・公園的活用

新町の大井戸や藤橋城跡など、本市に多く残る史跡・文化財については、その保全を図りつつ、公園的な活用を進め、本市の優れた歴史風土を後世に伝えていきます。

■ 史跡や公園緑地等の利用活性化に役立つネットワークの形成

歴史的景観や緑地の確保を図りつつ、公園的な活用が図られる史跡や社寺などについては、公園緑地等とあわせてネットワーク化を進め、相互の利用活性化を図ります。



【指定文化財分布図】

施策名	歴史環境保全地域の指定		
施策系統	歴史的資源の保全・活用	基本方針	青梅らしさをかもしだす豊かな自然を守り育てます

■ 歴史環境保全地域の指定

勝沼城は鎌倉時代末期に豪族三田氏によって築かれ、現在も土塁、空壕、郭など多くの遺構が残り、中世戦国期の平山城の面影をよく伝えています。

この勝沼城跡と周辺の樹林や湿地などの自然空間については、東京都歴史環境保全地域の指定により、将来的にも良好な自然環境と本市の歴史風土を伝える緑地の保全を図ります。

※ 歴史環境保全地域とは

「歴史環境保全地域」とは、東京における自然の保護と回復に関する条例にもとづき、社寺・城跡・遺跡などと一体となった伝統的・文化的意義をもつ緑地および自然環境の保全を図るため、東京都が指定する緑地保全制度です。指定区域内では、建築物の新改築・宅地造成などの土地の形質変更、樹木の伐採・水面の埋立てなど緑地の保全に著しく影響を及ぼす行為が規制されます。



【写真：勝沼城跡歴史環境保全地域】

施策名	生産緑地地区の保全・活用、市民農園の整備		
施策系統	農地の保全・活用	基本方針	青梅らしさをかもしだす豊かな自然を守り育てます

■ 生産緑地地区の保全・活用

市街化区域内農地のうち、公害や災害の防止、農林業などと調和した良好な都市環境の形成に役立つものは、生産緑地地区の指定により保全します。

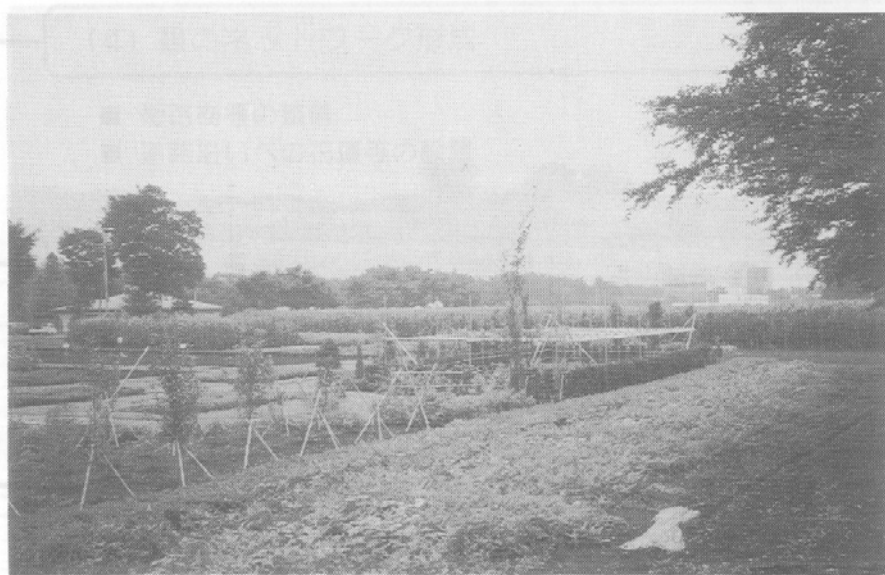
また、将来的に公共施設用地として適切なものは、公園緑地等への転換を図るなど、緑地機能をふまえ、活用を図ります。

※ 生産緑地地区とは

「生産緑地地区」とは、生産緑地法にもとづき、市街化区域内の農地のうち、面積 500 m²以上で現に農業が行われている農地や採草放牧地、林業が行われている樹林地、漁業が行われている池沼など農業生産活動の場として優良なもの、緑地としての機能が高いもの、将来的な公共施設用地として適しているものなどを指定します。生産緑地地区として指定された農地は、税制上の免除や控除などの優遇措置がとられるほか、指定後 30 年を経過した場合などにおいて市町村の買取り制度が適用されます。

■ 市民農園の整備

生産緑地地区などのうち土地所有者の意向により、活用できるものについては、市民が野菜づくりなどを通じて土や自然とふれあえる市民農園として整備を図ります。



【写真：市民農園】

施策名	集約的農地の保全・活用		
施策系統	農地の保全・活用	基本方針	青梅らしさをかもしだす豊かな自然を守り育てます

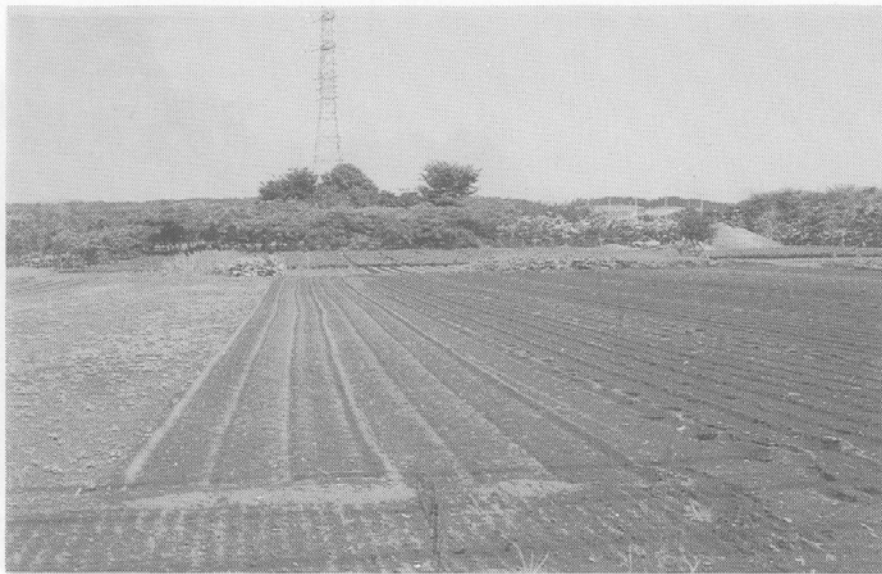
■ 市街化調整区域の平坦部における集約的農地の保全・活用

市街化調整区域の平坦部における集約的な農地のうち、霞水田地区については、農業振興地域農用地区域として、農業機能の保全・育成を図ります。

青梅インターチェンジ周辺地区については、国有農地などを中心として、東京都と連携しながら、農業とふれあえる場としての活用を検討していきます。

※ 農業振興地域農用地区域とは

「農業振興地域農用地区域」は、「農業振興地域の整備に関する法律」にもとづき、農地を保全するとともに、土地利用との調整を図りながら、農業近代化のために公共投資や農業施策を集中させる地域として指定される「農業振興地域」のうち、農地、採草放牧地、混牧林、畜舎用地および用排水路、農道など農業経営に必要な施設用地を「農用地区域」として指定し、その保全・有効活用を図るものです。



【写真：青梅インターチェンジ周辺の集約的農地】